

欧州からのデータ移転につき、新 SCC の最終版が発表

– 欧州委員会が 2021 年 6 月 4 日に行った決定により、EEA からの個人データ移転のための新 SCC が確定しました。

ラフィ・アジム・カーン、スティーブン・ファーマー

- 欧州司法裁判所が、EU 及び米国間のプライバシーシールドを無効化した後、多くの企業が、データ移転にあたって、標準契約条項(SCC)に依拠するようになりました。今回の決定により、現行の SCC はすべて無効となり、新 SCC に置き換えられることとなります。
- 新 SCC は、モジュール方式を採用し、GDPR28 条 3 項及び 4 項に基づく処理者の権利及び義務を規定しています。これにより、SCC を利用中の企業は、契約の再締結作業が必要となります。
- 企業は、あと 3 か月間、現行の SCC を使用することができますが、18 か月後には、国際的なデータ移転の際には、新 SCC のみが適用されることとなります。

2021 年 6 月 4 日、欧州委員会は、GDPR に基づき、「第三国」へ個人データを移転するための標準契約条項(Standard Contractual Clauses, SCC)について、最終決定を発表しました。この決定には、新しい標準契約条項の最終版が含まれています。3 年前に GDPR が導入され、2020 年には欧州司法裁判所が EU 及び米国間のデータ移転スキームである「プライバシーシールド」を無効とする判決(Schrems II)を下し、また、現行の SCC に懸念が生じていたことから、この新 SCC の発表は待望されていたものです。

この決定は、その公表後 20 日目に発効します。現行の SCC は、その 3 か月後に廃止されますが、決定にはさらに、現行の SCC に依拠することができる 15 か月の猶予期間が設けられています。

新 SCC

新 SCC は、モジュール方式を採用しています。条項そのものは、ひとつのセットにまとめられていますが、当事者間の関係に応じて更に 4 つの「モジュール」に分かれています。このモジュールには、従来から対象となっていた「管理者から管理者」及び「管理者から処理者」へのデータ移転の条項に加え、新たに「処理者から処理者」及び「処理者から管理者」の条項があります。この中から、企業は、データ移転契約に組み込む適切なモジュールを選択することとなります。これは、当事者間

の関係に応じて、必要となる SCC が、それぞれ別々の決定に含まれていた現行のアプローチとは大きく異なります。

また、新 SCC での重要な追加事項は、オプションとして第 1 節第 7 項が導入され、当初は条項の当事者ではなかった新しい主体が、(データ輸出者又はデータ輸入者として) 契約に参加できるようになっています。

新 SCC のその他の主な変更点は以下の通りです。

- Schrems II 判決を契機とする条項が含まれるようになりました。具体的には、現地の法律が SCC の遵守に支障をきたす可能性がある場合、当事者に特定の義務を課す規定が盛り込まれ、さらに、政府のアクセス要求に関する特定の規定も盛り込まれました。
- 新 SCC には、データのセキュリティを確保するために必要な特定の技術的及び組織的措置に関するガイダンスが、別紙 II に含まれています。
- 管理者として行動するデータ輸入者は、関連する監督官庁に、データ違反を直接報告することが求められます。これによって、例えば、データを共有する 2 つの管理者の間で、データ侵害を報告すべきかどうかについて意見が分かれた場合、対立が生じる可能性があります。
- また、復処理者は、新 SCC の第 2 節のモジュール 3 に基づき、「適切かつ実行可能な場合」にデータ侵害を管理者に通知する義務を含めて、直接的な義務を負うこととなります。「適切かつ実行可能な場合」の正確な意味は、現在のところ、明確ではありませんが、パブリックコメントに付された案には、「かつ実行可能」の文言は、含まれていなかったことは注目に値します。
- 新たな決定の 1 条 2 項では、新 SCC は、GDPR28 条 3 項及び項 4 項に関する管理者及び処理者の権利及び義務を規定していると述べています。現行のアプローチでは、これらの条項は、SCC ではなく、データ移転契約 (Data Transfer Agreement, DTA) 又はデータ処理契約 (Data Processing Agreement, DPA) に記載されています。

このように、新しい SCC はモジュール方式を採用し、さらに、従前は DPA や DTA に含まれていた多くの条項を組み込んでいることから、SCC の更新作業には、詳細な検討が必要となります。そのため、現在、DPA や DTA の別紙として現行の SCC を付属させている場合には、新 SCC に差し替えるだけでなく、それ以上の対応をしなければならないと考えられます。

企業は直ちに行動して、契約更新プロジェクトの計画を開始する必要があります。ただ、やみくもに変更を急ぐのではなく、新しい条項を慎重に検討し、事業に合わせて適切に調整するように、注意する必要があります。

本稿の原文(英文)につきましては、[Data Transfers from Europe: Final Version of New SCCs Published](#) ご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

木本泰介 (日本語版監修)
725 South Figueroa Street, Suite 2800
Los Angeles, CA 90017-5406
+1.213.488.7113
taisuke.kimoto@pillsburylaw.com

Rafi Azim-Khan
Tower 42, Level 21, 25 Old Broad Street
London, EC2N 1HQ, England
+44.20.7847.9519
rafi@pillsburylaw.com

嶋村直登 (日本語版作成協力)

Steven Farmer
Tower 42, Level 21, 25 Old Broad Street
London, EC2N 1HQ, England
+44.20.7847.9526
steven.farmer@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美
satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2021 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.